

松江市宿泊税条例

12月1日施行

税務管理課

市民税課

観光振興課

これまでの経緯

令和5年2月「MATSUE観光戦略プラン」策定

MATSUE観光戦略プランの推進

検討主体

MATSUE観光戦略プラン推進委員会

観光戦略プランを推進するうえで土台となる事業

Key Project

松江観光協会の体制強化

検討主体

松江観光協会

Key Project

宿泊税導入の検討

検討主体

松江市新たな観光財源検討委員会

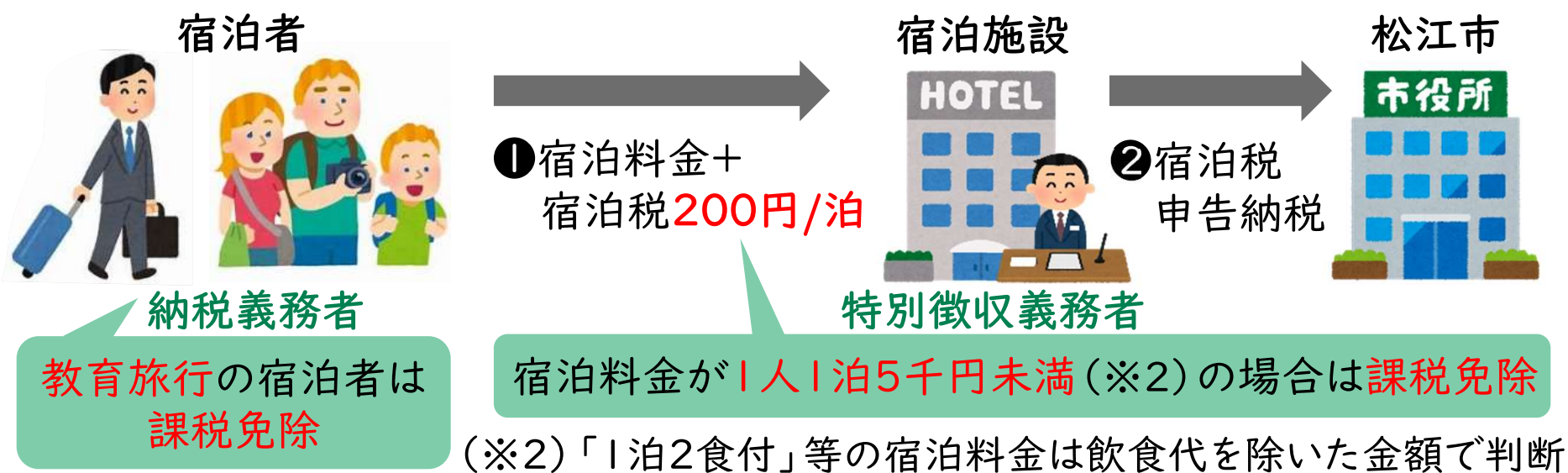
令和5年8月 ～6年3月	松江市新たな観光財源検討委員会（4回開催） 「松江市新たな観光財源検討委員会報告書」提出
令和6年4～6月	「松江市宿泊税基本方針（案）」パブリックコメント 宿泊事業者向け説明会 宿泊事業者を対象とするアンケート
令和6年7～8月	松江市新たな観光財源検討委員会（2回開催） 「松江市新たな観光財源検討委員会報告書（追加報告）」提出
令和6年9月	「松江市宿泊税制度に関する基本方針」策定
令和6年12月	「松江市宿泊税条例」可決（18日）➡ 総務省協議
令和7年3月	総務大臣同意（21日）➡ 「松江市宿泊税条例」公布（25日）

宿泊税課税根拠（松江市宿泊税条例第1条）

国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたり持続可能な観光地として発展していくための費用に充てるため、地方税法第5条第7項（※1）に基づき宿泊税を課する

（※1）地方税法第5条第7項：市町村は（中略）、別に税目を起こして目的税を課することができる

宿泊税納税の流れ



宿泊税の使途 (「MATSUE観光戦略プラン」より)

- ① 魅力ある観光素材の磨き上げ
- ② 快適に過ごせる環境づくりと利便性向上
- ③ 松江の魅力発信と顧客の創造
- ④ 観光地松江の土台づくり



宿泊者の受入環境・サービスの質的向上を図るため活用

<優先的に取組む施策> (「松江市新たな観光財源検討委員会報告書」より)

マーケティング・プロモーション

旅行スタイルのニーズ・トレンドを的確に捉えたプロモーション

オフシーズン(閑散期)の
誘客対策

観光客が減少する冬季・梅雨時季の対策

観光推進組織づくり

観光地域づくりの司令塔



今後のスケジュール(予定)



令和7年5月～	宿泊事業者向け説明会(制度概要)
令和7年6月～	「レジシステム改修等補助金(仮称)」の申請受付
	駅・空港など公共交通機関・施設での広報、SNSなどによるPR
令和7年7月～	宿泊事業者向け説明会(実務担当者向け)
令和7年12月	「松江市宿泊税条例」施行 ➡ 12月1日:宿泊税課税スタート

お問い合わせ先

〈宿泊税制度内容・事業者説明会に関すること〉

財政部 市民税課 ☎ 0852-55-5154 ✉ shiminzei@city.matsue.lg.jp

財政部 税務管理課 ☎ 0852-55-5141 ✉ zeimukanri@city.matsue.lg.jp

〈観光戦略プラン・宿泊税使途に関すること〉

観光部 観光振興課 ☎ 0852-55-5044 ✉ kankou@city.matsue.lg.jp